

VI 特別聴講学生

特別聴講学生とは、大学間の学生交流協定等に基づき受け入れる制度で、協定校の学生が学部及び研究科等で開設する授業科目を履修します。授業科目を履修しその考査に合格した者には、所定の単位が与えられます。

費用に関しては、授業料等の不徴収に関する学生交流協定を締結している大学の学生からは、検定料、入学料及び授業料を徴収しませんが、そうでない大学の学生からは授業料（検定料及び入学料は免除）を徴収します。

特別聴講学生としての受入れは、所属大学を通じての申請のみとなりますので、詳しくは在籍している大学の留学生担当にお問い合わせ下さい。

VII 特別研究学生

特別研究学生とは、大学間の学生交流協定等に基づき受け入れる制度で、本学研究科において研究指導を受けます。

費用に関しては、授業料等の不徴収に関する学生交流協定を締結している大学の学生からは、検定料、入学料及び授業料を徴収しませんが、そうでない大学の学生からは授業料（検定料及び入学料は免除）を徴収します。

研究期間を終了しても学位、単位、資格等は与えられません。特別研究学生としての受入れは、所属大学を通じての申請のみとなりますので、詳しくは、在籍している大学の留学生担当にお問い合わせ下さい。